

市・県民税の申告期限は3月17日(月)です

申告は正しくお早めに

市・県民税の申告

問合せ

税務課市民税担当 ☎(43) 1111 内線133

FAX (43) 1125

市・県民税の申告受付を左の日程表のとおり行います。申告する必要のある人は、期限内に申告をしていただくようお願いいたします。

申告が必要な人

- ▼平成20年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - ② 給与所得以外にほかの所得(不動産所得や雑所得など)があった人
 - ③ 給与を2か所以上から受けている人
 - ④ 幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業している人

⑤ 平成19年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明などの証明書を必要とする人

※平成19年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、この申告書を提出する必要はありません。

申告に必要な物

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票
- ④ 事業または農業所得者は収支内訳書(記入済みのものなど)
- ⑤ 国民健康保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
- ⑥ 生命保険(個人年金、地震保険などの控除証明書

- ⑦ 医療費控除を受ける人は、平成19年中に支払った医療費の領収書および保険などによる補てん額のわかるもの(事前に1年間分の合計額を計算しておく)※医療費控除明細書(領収書を入れる袋)が必要な人は、市役所税務課窓口へお持ちください。
- ⑧ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ⑨ 学生は学生証(郵送の場合のコピー添付)
- ⑩ そのほか控除に必要なもの

税務署からのお知らせ

▼申告と納税は期限内に

所得税・贈与税 3月17日(月)まで
個人事業者の消費税 3月31日(月)まで

確定申告期間中、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で書いて、できるだけお早めに郵便や信書便による送付で提出してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することにより、申告書を作成することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により自宅から電子申告することもできます。※事前手続きが必要です。

▼納税は、便利な口座振替を

所得税・贈与税 振替日は 4月22日(火)
個人事業者の消費税 振替日は 4月24日(木)

振替納税を利用される人は、金融機関や税務署の窓口を用意してある「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名および口座番号を記入し、金融機関お届け印を押してください。

平成20年度市・県民税「」が変わります

▼地震保険料控除の創設

「地震災害時の将来的な国民負担の軽減をはかる」という観点から「損害保険料控除」に代わり「地震保険料控除」が創設されました。これにより、短期損害保険料の控除は廃止となりますが、長期損害保険料(満期返戻金

あり、契約期間10年以上にについては、従来どおり、損害保険料控除を適用することができます。

▼老年者非課税措置の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた人で前年の合計所得金額が125万円以下の人に平成18年度から段階的に適用されていた老年者非課税措置は、平成20年度から廃止となります。

所得税の申告

問合せ

春日部税務署

☎048(733)2111

確定申告が必要な人

- ① 事業所得などがある人
事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人。
- ② 給与所得などがある人
大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です。
- 前年(平成19年)1月1日～12月31日の給与収入金額が2000万円を超える時
- 給与所得や退職所得以外

の所得金額が20万円を超える時

○給与を2か所以上から受けている、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える時

平成19年分所得税の確定申告書は2月18日(月)～3月17日(月)に春日部税務署に提出(郵送可)してください。なお、確定申告書は、市内の各申告受付会場(下の日程表)でも受付します。

ただし、つぎの人は市内の会場では受付できません。

- 青色申告の人
- 土地・家屋や株式などの譲渡所得について申告する人(圏央道の土地収用に係る譲渡所得も含む)
- 損失申告の人
- 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人

申告受付日程表

受付時間(全日程とも) 午前の部：午前9時～11時
午後の部：午後1時30分～3時30分

と き	と ころ	対 象 地 区
2/18 月	ウェルス幸手2階研修室	西関宿、花島、中島、楨野地、神扇、平野、中野、長間
19 火	〃	上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽
20 水	〃	戸島、戸島1・2丁目、天神島、天神島1丁目
21 木	〃	惣新田、細野
22 金	〃	緑台1・2丁目
25 月	〃	栄1・2・5・6
26 火	〃	栄3・4・7
27 水	〃	吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
28 木	市役所第二庁舎第1会議室	東1・2丁目
29 金	〃	東3～5丁目
3/3 月	〃	中1～3丁目
4 火	〃	中4丁目、北2・3丁目
5 水	〃	北1丁目
6 水	〃	内国府間、外国府間、権現堂
7 金	〃	南1・2丁目
10 月	〃	南3丁目・上高野・上高野1丁目
11 火	〃	中5丁目、大字幸手1～3,300番台
12 水	コミュニティセンター集会室	大字幸手3,400番台～、西1・2丁目
13 木	〃	中川崎、下川崎
14 金	〃	千塚、円藤内、松石、高須賀
17 月	〃	香日向1～4丁目

▼納税相談をご利用ください

税理士会による無料納税相談(所得税のみ)がありますので、営業、農業、その他庶業で確定申告をする人は、ぜひ、ご利用ください。(※青色申告・譲渡所得を除く。)また電子申告(e-Tax)に関する相談も実施しています。

とき 2月19日(火)・20日(水)・21日(木)・22日(金)
午前9時～11時、午後1時30分～3時30分
ところ ウェルス幸手2階研修室

ご注意ください

- 指定日に都合のつかない人は、上記日程表の都合の良い日にお越しください。
- 申告期間中は、市役所税務課の窓口では受付できません。お手数でも申告会場までお越しください。
- 午前中にお越しになっても、混雑の状況により受付が午後になる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 各会場とも駐車場に限りがあります。なるべく車でのお越しはご遠慮ください。

(7) 春日部税務署案内図

